

岐阜県公報

号外(二) 令和三年三月三十日

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課)

ページ

告示

岐阜県告示第百五十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

本巣市

二 事業の種類

本巣市庁舎整備事業

三 起業地

1 収用の部分

本巣市早野字春日浦地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

本巣市庁舎整備事業(以下「本件事業」という。)は、次のとおり、法第二十條各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

本件事業は、本巣市がその事務の用に供する施設を整備するものであり、法第三十條第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である本巢市は、地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じ、また、整備が完了する令和五年度までの予算確保を確約していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件事業の起業者である本巢市は、平成十六年二月の合併以降、日本巢町役場を本庁舎とし、その他三町村の旧庁舎を分庁舎とする四庁舎体制で行政運営を行っているが、本件事業は、総合支所としている根尾庁舎以外の三庁舎を統合し、新庁舎を整備するものである。

統合の対象となる三庁舎は、いずれも築後三十年以上経過し、老朽化が著しいため、大地震等の災害時において、業務の停滞や復旧・復興業務に遅れが生じることが危惧されている。加えて、職員が執務する部署が部門ごとに三庁舎に分散していることから、市民サービスや利便性の低下を招くとともに、職員間の連携・コミュニケーション不足により業務効率の低下をもたらしている。また、災害時において、対策本部員の参集や被害状況の集約・情報伝達の遅延により迅速な対応が不可能となっている。

本件事業の施行により、庁舎の分散が解消され、市民の利便性の向上及び市役所業務の効率化が図られるものと認められる。また、庁舎の老朽化が解消され、災害時における庁舎機能が維持されるとともに、防災拠点機能の整備により、災害対策の充実が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査したところ、起業地には、保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本件事業の施行により環境に及ぼす影響は少ない。また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法

律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、人口重心へ近く、アクセスが容易な場所であり、大規模災害時に県内外から支援を受けられる幹線道路沿いにあること、防災機能を有した都市公園に近く迅速な災害対応が可能な場所であること及び本件事業の経済性を考慮して選定した三案の候補地から、地理的及び経済的な観点から総合的に勘案して、最も優れた案を選定していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

また、本件事業の起業地の選定は、適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、統合の対象としている三庁舎は、分庁舎体制のため、市民の利便性及び業務効率の低下を招いていることに加えて、老朽化が著しいため、災害時における庁舎機能及び防災拠点機能の停滞が危惧されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

(三) 総合的判断

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
本県市役所総務部総務課庁舎整備推進室

令和三年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社